設 計 図 書 質 疑 応 答 書

１．告示等　　令和８年10月13日　石岡市告示第689号

２．件　名　　令和８年度石岡市OA機器売払

	質問事項	回答
1	売払予定機器には、MDM及びBIOSロックがかかっていないか。	売払予定機器について、MDM（モバイルデバイス管理）を事前に解除しております。また、BIOSロックもお見込みのとおり、かかっておりません。
2	仕様書および個別公告に定められている履行期間（契約日の翌日～令和8年12月11日）について、本期間内に完了すべき作業の具体的な想定範囲（契約金の納付、売払機器の受渡・引取完了、機器受領書等の書類提出等）をご教示ください。	履行期間内に完了すべき作業としては、売払機器の受渡・引取完了、機器受領書等の書類提出となります。 　なお、契約金の納付については、仕様書に記載のとおり、「契約締結後、発注者から納付書の送付があった日から起算し、7日以内に一括で契約金を納めること。」とありますが、機器の引き取り前に納付していただく必要があります。 さらに、契約保証金を「石岡市財務規則第145条第1項第5号」による免除とする場合は、契約締結前に契約金の納付をする必要があります。
3	個別公告および仕様書に記載されている『契約保証金』について、具体的な納付金額の算定基準（契約金額に対する割合等）、および石岡市財務規則第145条第1項に基づく免除規定の適用基準や確認手続きについてご教示ください。	「契約保証金」の納付金額は、「石岡市財務規則第145条第1項」のとおり、契約金額の100分の10以上になります。免除の適用条件については、同規則第5号に基づき、契約締結前に契約金の納付をする場合になります。 参考）石岡市財務規則第145条第1項第5号 「物品売払いの契約を締結する場合において売払代金が即時に収納されるとき。」
4	入札書および積算内訳書等の提出書類における押印について、使用すべき印鑑の種類（代表者印／丸印、社印／角印）の指定があればご教示ください。	受注者の代表者が正式に使用する印鑑（代表者印または会社の実印等）を押印していただければ問題ございません。